受講料
無料

経営者・管理職のための　事務所10周年記念

ハラスメント対策セミナー

2020年6月に改正労働施策総合推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）が施行され、事業主は職場のパワハラ防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられました。中小企業においては、2022年3月31日までその対応は努力義務とされてきましたが、いよいよ2022年4月1日からは法的義務となります。本セミナーでは、パワハラ防止法の施行を踏まえ、いま経営者として行っておくべき対策、また、ハラスメントが発生してしまった場合の対応をお話します。

2022.1.7 Fri

午後13時30分～
90分間

開催方法　Zoomウェビナー［オンラインセミナー］

セミナー内容

- 挨拶 / 妹尾直人
- パワハラにならない指導のポイント / 常冨真太郎［社労士］ 40分間
  ハラスメント防止関連法の改正点、パワハラの裁判例、指導とパワハラの違い、パワハラにならない指導方法
- パワハラの申告への対応実務 / 土方彬弘［弁護士］ 40分間
  ハラスメント申告を受けたときどう対応するか、ハラスメント行為者に対する対応、再発防止策等
- 終わりの挨拶・EAPのご紹介

講師

吉備総合社会保険労務士事務所
社会保険労務士
常冨真太郎

吉備総合法律事務所
弁護士
土方彬弘

▶▶▶▶▶ 裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

主　　催：吉備総合法律事務所
吉備総合社会保険労務士事務所

お問合せ：〒700-0826 岡山市北区磨屋町 1-6
岡山磨屋町ビル 4 階
TEL:086-235-4168 /FAX：086-235-4169

経営者・管理職のためのハラスメント対策セミナー《オンラインセミナー》

セミナー内容

- 挨拶 / 妹尾直人
- パワハラにならない指導のポイント / 常冨真太郎 [社労士] 40分間
  ハラスメント防止関連法の改正点、パワハラの裁判例、指導とパワハラの違い、パワハラにならない指導方法
- パワハラの申告への対応実務 / 土方彬弘 [弁護士] 40分間
  ハラスメント申告を受けたときどう対応するか、ハラスメント行為者に対する対応、再発防止策等
- 終わりの挨拶・EAPのご紹介

受講料 無料

日 時 令和4年 1/7(金) 13:30～(90分間)

会 場 オンラインセミナー[Zoomウェビナー]
セミナー当日に活用するオンラインツールのURLは前日までにご案内させていただきます。

当日連絡先 弁護士法人 KIBI吉備総合法律事務所 TEL.086-235-4168

ハラスメント対策セミナー《オンラインセミナー》 参加申込書

【申込期限】12/24(金)迄

086-235-4169

下記枠内に必要事項をご記入いただき、FAXよりお申し込みください。

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。予めご了承くださいませ。

参加者ご氏名	フリガナ	所属部署お役職	
貴社名		業　種	
従業員数	□1～50名　□51～100名　□101～300名　□301名～　□に✔を入れてください。		
住　所	〒　－		
お電話番号		E-mail	ZOOMのURLをメールに送らせていただきますので必ずご記入ください。

■お送りいただいた個人情報は、本セミナー開催においてのみ利用し、その他の目的には使用いたしません。